

## 発達障害者施策検討会開催要綱

## 1. 趣旨

発達障害に関する知見を集積し、発達障害に関する情報の幅広い提供を行う発達障害情報センターの情報内容の検討や乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した発達障害者支援開発事業の方針・評価等に関して必要な事項等を検討することを目的に検討会を開催する。

## 2. 検討課題

- (1) 発達障害情報センターの情報内容の選定・評価に関すること。
- (2) 発達障害者支援開発事業のモデル事業の方針、評価に関すること。
- (3) その他、発達障害者施策に関すること。

## 3. 構成等

- (1) 検討会は発達障害児（者）に関する学識経験者等のうちから、社会・援護局障害保健福祉部長が選任する者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長をおき、検討メンバーの互選によってこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 検討会の下部に、発達障害情報センターの情報の企画及び発達障害者支援開発事業のモデル事業の企画を推進するための、企画・編集連絡会を開催できることとする。
- (4) 連絡会のメンバーは、社会・援護局障害保健福祉部長が指名する。

## 4. 検討会

- (1) 検討会は座長が必要に応じて招集するものとする。
- (2) 座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

## 5. その他

検討会及び連絡会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室において行う。